

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部本庁の項職の欄中「国保県単位化推進担当課長」を「子供未来戦略担当課長」に改め、同表教育委員会の部中

「部」

「部」

に、

「参
課
長
与
県立学校改革担当課長
幼児教育担当課長

「参
課
長
与
セン
ター
長
県立学校改革担当課長

に改める。

別表第二イの表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当の額
七級	一	十三万円
六級	二	十万七千五百円
五級	三	八万二千五百円（地方機関の次長等の職を占める職員にあつては七万五千円）
四級	四	七万五千円（人事委員会が別に定める職を占める職員に限る。）
	四	五万円（地方機関の次長等の職を占める職員にあつては四万円）
三級	五	四万円
	六	三万五千円

附則

この人事委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。